

4. 執行機関

(7) 長の再議等に関する調査 (平成30年4月1日 から 令和3年3月31日 まで)

- ① 都道府県分
- ア 総括表

(単位：件)

都道府県名	再議に付した件数	再議又は再選挙の結果			
		当該事件が不成立に 終わったもの	前の議決どおり 再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
山梨県	3	2	1		

イ 長の一般的拒否権に基づく再議 (法第176条第1項)

都道府県名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日		備 考
				①	②	
山梨県	修正議決された令和3年度山梨県一般会計 予算	地方自治法第149条第6号に規定する知 事の担当事務である県有財産の管理を適正 に遂行していくためには、今後において想 定される訴訟追行のための予算及び弁護士 との間で締結する契約の前提となる債務負 担行為の設定が必要不可欠であるため	当該事件不成立	① R3.3.22 ② R3.3.22 ③ R3.3.22 ④ R3.3.23	委員会提案	
山梨県	山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例	顧問弁護士を職員として任命するのは、長 等の専属的権限及び裁量権に属する事項で あるため 等	当該事件不成立	① R3.3.22 ② R3.3.22 ③ R3.3.22 ④ R3.3.24	議員提案	
山梨県	「山梨県顧問弁護士の選任等に関する条 例」に対する附帯決議	顧問弁護士を職員として任命するのは、長 等の専属的権限及び裁量権に属する事項で あるため 等	前の議決どおり再議決	① R3.3.22 ② R3.3.22 ③ R3.3.22 ④ R3.3.24	議員提案	
計	3件		当該事件不成立 2件 前の議決どおり再議決 1件 修正議決 0件 再議を認容 0件			

ウ 違法な議決・選挙に対する長の再議・再選挙 (法第176条第4項) <該当なし>

エ 長の執行不能と認める再議 (法第177条第1項) <該当なし>

② 市町村分
ア 総括表

(単位：件)

都道府県名	再議に付した市町村数	再議に付した件数	再議又は再選挙の結果			
			当該事件が不成立に 終わったもの	前の議決どおり 再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
北海道	1	1	1			
岩手県	1	1				1
山形県	1	1			1	
茨城県	1	1				1
栃木県	1	2		2		
埼玉県	1	1		1		
山梨県	2	2	1	1		
静岡県	1	2	2			
愛知県	2	2				2
三重県	1	1				1
滋賀県	2	12	1	11		
大阪府	1	1				1
兵庫県	2	5		1		4
奈良県	2	2	1			1
鳥取県	1	1		1		
岡山県	1	1				1
徳島県	2	4	1	1		2
長崎県	1	1		1		
宮崎県	1	2		2		
沖縄県	13	14	3	4		7
合計	38	57	10	25	1	21

イ 長の一般的拒否権に基づく再議（法第176条第1項）

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
北海道	せたな町	せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	平成28年度「畜産クラスター事業」に係る専決処分について、議会が法令違反として給与の減額条例を議員発議で提出し可決したが、一方的に町に非がある内容で、議会が長の懲戒を行うことは地方自治法112条の議員の議案提出権の趣旨から逸脱し、当該権限の乱用にあたるため。	当該事件不成立	① H30. 3. 29	H30. 3. 29 原案可決 H30. 4. 12 審議未了
					② H30. 3. 29	
					③ H30. 4. 12	
					④ H30. 4. 12	
岩手県	八幡平市	八幡平市議会議員政治倫理条例の修正議決	6点について異議があり、議員同士の議論が十分尽くされているとは判断できないものである。採決の結果も賛否が拮抗しており、一部改正条例が目指すところの所期の目的が達成されないおそれがあり、この改正条例を公布し施行することは適切でないと判断するため。	再議を認容	① H30. 3. 20	議員提案
					② H30. 3. 20	
					③ H30. 4. 16	
					④ H30. 4. 16	
茨城県	古河市	平成30年第1回古河市議会定例会における「議員提出議案第4号 古河市副市長の定数を定める条例の一部改正について」の議決に係る再議について	古河市副市長の定数を定める条例を改正することは、今後の古河市の行政運営を困難にしてしまうものであり、適切でないと判断するため	再議を認容	① H30. 3. 16	議員提案 原案否決
					② H30. 3. 16	
					③ H30. 4. 5	
					④ H30. 4. 5	
埼玉県	上尾市	平成31年度上尾市一般会計予算	予算の修正案については異議があったため	前の議決どおり再議決	① H31. 2. 22	修正可決
					② H31. 3. 21	
					③ H31. 3. 27	
					④ H31. 3. 27	
山梨県	北杜市	控訴の提起	提訴権が消滅することになり、第1審での市の主張が消滅するため	前の議決どおり再議決	① R2. 3. 18	原案否決
					② R2. 3. 18	
					③ R2. 3. 18	
					④ R2. 3. 18	
山梨県	忍野村	令和3年度一般会計予算の修正議決	修正議案を不服としたため	当該事件不成立	① R3. 3. 2	議員より予算案の修正動議
					② R3. 3. 18	
					③ R3. 3. 18	
					④ R3. 3. 18	
静岡県	伊豆の国市	令和3年度伊豆の国市一般会計予算	修正可決された案では、事業計画が困難であるため	当該事件不成立	① R3. 2. 18	再議否決後、2/18 原案も否決
					② R3. 3. 12	
					③ R3. 3. 22	
					④ R3. 3. 22	

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日		備 考
静岡県	伊豆の国市	令和3年度伊豆の国市一般会計予算	3/30に一部修正した予算案を提出したところ、再度修正可決されたが、事業計画が困難であるため、2度目の再議に付した。	当該事件不成立	①	R3.3.30	再議否決後、3/30 原案も否決された ため、長が修正案 を提出し、可決
					②	R3.3.30	
					③	R3.3.30	
					④	R3.3.30	
愛知県	西尾市	平成30年度西尾市一般会計補正予算（第2号）の修正議決	修正議決によって削除された予算の支払いが滞ることは、契約相手との信頼関係が崩れるばかりか新たな問題が発生することにもなりかねないため。	再議を認容	①	H30.8.30	
					②	H30.9.27	
					③	H30.9.27	
					④	H30.9.27	
愛知県	東浦町	東浦町景観条例の廃止について	①景観法に基づく本条例を廃止することは、量より質を重視するまちづくりの潮流に逆行する ②本条例は、東浦町の景観を守り育てることがまちの価値を高めていくという役割を担っているため、必要 ③条例案の策定には、その根拠や効果等を明確にして提出することが求められるが、それが全くなされておらず、また、パブリックコメント等の機会も設けられていない	再議を認容	①	R1.12.4	否決
					②	R1.12.20	
					③	R1.12.24	
					④	R1.12.26	
三重県	大台町	令和2年度一般会計予算の委託料を減額	町の活性化拠点として必要なため	再議を認容	①	R2.3.9	
					②	R2.3.19	
					③	R2.3.26	
					④	R2.3.26	
滋賀県	長浜市	平成31年度一般会計予算のうち、中心市街地活性化推進事業費の一部を減額	市議会特別委員会からの提言内容を具現化するためのものであり、当該予算が減額されると、本市中心市街地における賑わいの創出に大きな支障をきたすため	当該事件不成立	①	H31.2.25	再議が否決された 後、改めて原案の 採決を行い議決
					②	H31.3.22	
					③	H31.3.22	
					④	H31.3.22	
滋賀県	甲良町	甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	令和元年6月14日に可決された「甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）」により、甲良町特別職の職員の給与に関する条例付則第12に、「その給与月額100分の30に相当する額を減じた額とする」とあるのが、「その給与月額100分の70に相当する額を減じた額とする」と改正された。しかし、この条例は、地方自治の本旨に反する不当な条例であり再議に付するものである。	前の議決どおり再議決	①	R1.6.14	
					②	R1.6.14	
					③	R1.6.20	
					④	R1.6.24	

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
大阪府	寝屋川市	令和3年度寝屋川市一般会計予算の修正議決	令和3年度寝屋川市一般会計予算の会計年度任用職員に係る人件費等を減額する修正議決について、異議があるため	再議を認容	① R3.2.25 ② R3.3.22 ③ R3.3.25 ④ R3.3.25	原案可決
兵庫県	芦屋市	令和2年度芦屋市一般会計予算に対する修正議決	一般会計予算から都市再開発事業特別会計への繰出金を削減する修正案が可決されたことにより、事実上事業の遂行が不可能になるため。	再議を認容	① R2.2.18 ② R2.3.23 ③ R2.3.26 ④ R2.3.26	原案可決
兵庫県	芦屋市	令和2年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算に対する修正議決	歳出において事業費を、歳入において国庫補助金及び一般会計予算からの繰入金を削減する修正案が可決されたことにより、事実上事業の遂行が不可能になるため。	再議を認容	① R2.2.18 ② R2.3.23 ③ R2.3.26 ④ R2.3.26	原案否決
兵庫県	芦屋市	令和2年度芦屋市一般会計補正予算（第8号）に対する修正議決	一般会計予算から都市再開発事業特別会計への繰出金を削減する修正案が可決されたことにより、事実上事業の遂行が不可能になるため。	再議を認容	① R2.12.8 ② R2.12.18 ③ R2.12.18 ④ R2.12.18	原案否決
兵庫県	芦屋市	令和2年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算に対する修正議決	歳出において事業費を、歳入において国庫補助金及び一般会計予算からの繰入金を削減する修正案が可決されたことにより、事実上事業の遂行が不可能になるため。	再議を認容	① R2.12.8 ② R2.12.18 ③ R2.12.18 ④ R2.12.18	原案否決
徳島県	阿南市	阿南市政策監の設置等に関する条例の原案可決	市長の補助機関の設置に関する条例の提案権は、市長に専属すると解されるため。	再議を認容	① R2.6.5 ② R2.6.19 ③ R2.6.22 ④ R2.7.2	議員提案 先の議決のとおり の決定を否決
徳島県	藍住町	藍住町議会議員の定数を定める条例の一部改正	慎重な議論がなされたとはいえず、町民の理解を得られるものではないため	当該事件不成立	① R1.9.4 ② R1.9.20 ③ R1.9.24 ④	9/20 令和元年 第3回定例会原案可決 9/24 再議提出 9/27 第2回臨時 会開会→流会（定 足数欠いたため） 9/30 第4回臨時 会開会→動議によ る散会 議決できなかった ため、上記の原案 が確定ならな かった。

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
徳島県	藍住町	藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例	組織の在り方を考慮することなく、副町長の定数のみを減じた場合は、事務事業の停滞を招き住民の生活に大きな支障をきたす恐れがあるため	再議を認容	① R1. 12. 19 ② R1. 12. 19 ③ R1. 12. 23 ④ R1. 12. 23	議員提案 原案否決
宮崎県	延岡市	延岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に係る修正議決	修正理由が不相当であるため	前の議決どおり再議決	① R1. 8. 27 ② R1. 9. 13 ③ R1. 9. 26 ④ R1. 9. 30	
宮崎県	延岡市	令和3年度延岡市一般会計補正予算に係る修正議決	修正理由に論理的根拠がないため	前の議決どおり再議決	① R3. 3. 2 ② R3. 3. 24 ③ R3. 3. 29 ④ R3. 3. 29	
沖縄県	名護市	一般会計補正予算の修正議決	修正された予算では、毎年多額な財政調整基金取崩し額の増額という形で予算編成を拘束することになるため、健全な財政運営を困難にしまうため。	再議を認容	① H30. 6. 14 ② H30. 7. 2 ③ H30. 7. 2 ④ H30. 7. 2	
沖縄県	名護市	一般会計補正予算の修正議決	修正された予算では、毎年多額な財政調整基金取崩し額の増額という形で予算編成を拘束することになるため。	再議を認容	① H30. 6. 14 ② H30. 7. 13 ③ H30. 7. 13 ④ H30. 7. 13	
沖縄県	豊見城市	令和元年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)の修正議決	この修正議決は必要性・緊急性のない予算の増額修正であり、計画的な財政運営を行うことを旨とする予算編成の基本的な考え方、ひいては法第97条第2項但し書きにおける長の予算の提出の権限を侵すことはできないとする法の主旨から大きく逸脱するおそれがあり、議会の予算案を審議し議決する権限の乱用につながりかねない行為であるため。また、長期的な視点に立った持続的な財政運営を行うことを旨とする予算編成の基本的考え方から大きく逸脱することから長の予算編成権への行き過ぎた介入とも解されるため。	前の議決どおり再議決	① R2. 3. 2 ② R2. 3. 23 ③ R2. 3. 25 ④ R2. 3. 30	

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備 考
沖縄県	北谷町	令和3年度北谷町一般会計予算	原案が修正可決。修正可決された予算に対し異議があるため。	当該事件不成立	① R3.3.2 ② R3.3.22 ③ R3.3.26 ④ R3.3.26	R3.3.30再提出予算 修正可決
計	20団体	27件		当該事件不成立 7件 前の議決どおり再議決 6件 修正議決 0件 再議を認容 14件		

ウ 違法な議決・選挙に対する長の再議・再選挙（法第176条第4項）

都道府県名	市町村名	再議に付した又は再選挙を行わせた		再議又は再選挙の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	都道府県知事に対する 審査の申立ての有無	裁判所への出訴の有無		備 考
		事項	理由				審査申立ての経過	出訴の経過	
山形県	大江町	補正予算の修正案	歳入・歳出の数字が 合わず無効	修正議決	① R1. 9. 27 ② R1. 10. 2 ③ R1. 10. 15 ④ R1. 10. 21	無	無	無	
栃木県	さくら市	農業委員会委員の 選任について	法第117条違反の ため	前の議決どおり再議決	① H29. 6. 2 ② H29. 6. 2 ③ R2. 7. 7 ④ R2. 7. 7	無	無	無	当該議員を除外し再 議決
栃木県	さくら市	農業委員会委員の 選任について	法第117条違反の ため	前の議決どおり再議決	① R2. 5. 29 ② R2. 5. 29 ③ R2. 7. 7 ④ R2. 7. 7	無	無	無	当該議員を除外し再 議決
滋賀県	甲良町	甲良町認可地縁団 体印鑑条例	法第127条第1項の規 定に基づき公職選挙 法第11条の規定に該 当するため、失職し た議員を議事に参与 させ議決を行わせた ため。	前の議決どおり再議決	① R2. 8. 3 ② R2. 8. 12 ③ R2. 9. 1 ④ R2. 9. 2	無	無	無	
滋賀県	甲良町	甲良町手数料徴収 条例の一部を改正 する条例	法第127条第1項の規 定に基づき公職選挙 法第11条の規定に該 当するため、失職し た議員を議事に参与 させ議決を行わせた ため。	前の議決どおり再議決	① R2. 8. 3 ② R2. 8. 12 ③ R2. 9. 1 ④ R2. 9. 2	無	無	無	
滋賀県	甲良町	甲良町町税等寄附 金条例	法第127条第1項の規 定に基づき公職選挙 法第11条の規定に該 当するため、失職し た議員を議事に参与 させ議決を行わせた ため。	前の議決どおり再議決	① R2. 8. 3 ② R2. 8. 12 ③ R2. 9. 1 ④ R2. 9. 2	無	無	無	

都道府県名	市町村名	再議に付した又は再選挙を行わせた		再議又は再選挙の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	都道府県知事に対する 審査の申立ての有無	裁判所への出訴の有無		備 考
		事項	理由				審査申立ての経過	出訴の経過	
滋賀県	甲良町	甲良町一般会計補正予算(第4号)	法第127条第1項の規定に基づき公職選挙法第11条の規定に該当するため、失職した議員を議事に参与させ議決を行わせたため。	前の議決どおり再議決	① R2.8.3 ② R2.8.12 ③ R2.9.1 ④ R2.9.2	無	無	無	
滋賀県	甲良町	令和2年度 甲良町水道事業会計補正予算(第1号)	法第127条第1項の規定に基づき公職選挙法第11条の規定に該当するため、失職した議員を議事に参与させ議決を行わせたため。	前の議決どおり再議決	① R2.8.3 ② R2.8.12 ③ R2.9.1 ④ R2.9.2	無	無	無	
滋賀県	甲良町	契約の締結につき、議決を求めることについて(甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新)	法第127条第1項の規定に基づき公職選挙法第11条の規定に該当するため、失職した議員を議事に参与させ議決を行わせたため。	前の議決どおり再議決	① R2.8.3 ② R2.8.3 ③ R2.9.1 ④ R2.9.2	無	無	無	
滋賀県	甲良町	甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	法第127条第1項の規定に基づき公職選挙法第11条の規定に該当するため、失職した議員を議事に参与させ議決を行わせたため。	前の議決どおり再議決	① R2.8.3 ② R2.8.12 ③ R2.9.1 ④ R2.9.2	無	無	無	
滋賀県	甲良町	新型コロナウイルス感染症に伴うPCR等検査の抜本的拡充と住民支援策の拡充を求める決議	法第127条第1項の規定に基づき公職選挙法第11条の規定に該当するため、失職した議員を議事に参与させ議決を行わせたため。	前の議決どおり再議決	① R2.8.3 ② R2.8.3 ③ R2.9.1 ④ R2.9.2	無	無	無	

都道府県名	市町村名	再議に付した又は再選挙を行わせた		再議又は再選挙の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	都道府県知事に対する 審査の申立ての有無	裁判所への出訴の有無		備 考
		事項	理由			審査申立ての経過	出訴の経過		
滋賀県	甲良町	令和2年度 甲良町 一般会計補正予算 (第4号)に対する 修正	法第127条第1項の規 定に基づき公職選挙 法第11条の規定に該 当するため、失職し た議員を議事に参与 させ議決を行わせた ため。	前の議決どおり再議決	① R2. 8. 3 ② R2. 8. 12 ③ R2. 9. 1 ④ R2. 9. 2	無	無	無	
滋賀県	甲良町	甲良町特別職の職 員の給与に関する 条例の一部を改正 する条例	地方自治法第204条、 14条第1項に違反	前の議決どおり再議決	① R2. 11. 27 ② R2. 11. 30 ③ R2. 12. 2 ④ R2. 12. 11	有	甲良町議会の権限 を越え又は法令に 違反するため、法 第176条第5項によ り、審査申立	無	
兵庫県	福崎町	農業委員会委員の 選任について	法第117条違反の ため	前の議決どおり再議決	① R2. 6. 5 ② R2. 6. 8 ③ R2. 6. 18 ④ R2. 6. 18	無	無	無	当該議員を除外し再 議決
奈良県	河合町	まほろば環境衛生 組合の設立について 修正案の可決	法第176条第4項	当該事件不成立	① R1. 12. 4 ② R1. 12. 13 ③ R1. 12. 19 ④ R2. 1. 7	無	無	無	
鳥取県	琴浦町	2年陳情第4号議会 本会議中の議員の 発言について、発 言の撤回と陳謝を 促すことについて (陳情)	法第117条違反の ため	前の議決どおり再議決	① R2. 6. 19 ② R2. 6. 19 ③ R2. 9. 17 ④ R2. 9. 17	無	無	無	当該議員を除外し再 議決
徳島県	阿南市	阿南市特別職指定 条例の一部を改正 する条例の原案可 決	地方公務員法第3条 第3項第4号の特別 職の任用に議会の同 意を義務付ける改正 が議会の権限を越え るため。	前の議決どおり再議決	① R2. 3. 11 ② R2. 3. 25 ③ R2. 5. 1 ④ R2. 6. 2	有	R2. 6. 5 審査申立て R2. 9. 14 裁定	無	議員提案

都道府県名	市町村名	再議に付した又は再選挙を行わせた		再議又は再選挙の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	都道府県知事に対する 審査の申立ての有無	裁判所への出訴の有無	備 考
		事項	理由			審査申立ての経過	出訴の経過	
長崎県	対馬市	財産取得契約の締結について	法第117条に抵触するため	前の議決どおり再議決	① H30.9.4 ② H30.9.4 ③ H30.12.6 ④ H30.12.6	無	無	当該議員を除外し再議決
計	8団体	18件		当該事件不成立 1件 前の議決どおり再議決 16件 修正議決 1件 再議を認容 0件 再選挙 0件		有 2件	有 0件	

エ 長の執行不能と認める再議

都道府県名	市町村名	削除又は減額された経費の種類	再議に付した理由	再議の結果	法第177条第2項適用の有無	法第177条第3項適用の有無	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
奈良県	葛城市	令和2年度一般会計予算の否決	義務費を含むため	再議を認容	無	無	① R2. 3. 6	
							② R2. 3. 26	
							③ R2. 3. 26	
							④ R2. 3. 30	
岡山県	笠岡市	平成30年度笠岡市一般会計補正予算（第8号）の否決	義務費及び非常の場合に要する経費であるため	再議を認容	無	無	① H30. 12. 19	
							② H30. 12. 19	
							③ H30. 12. 25	
							④ H30. 12. 27	
沖縄県	宜野湾市	平成30年度一般会計補正予算のうち県民投票管理費	義務費の削除であるため	前の議決どおり再議決	有	無	① H30. 12. 20	
							② H30. 12. 20	
							③ H30. 12. 20	
							④ H30. 12. 20	
沖縄県	石垣市	平成30年度石垣市一般会計補正予算（第5号）	否決された予算に地方自治法第177条第1項第1号に規定する義務費を含むため。	当該事件不成立	無	無	① H30. 12. 7	平成30年度石垣市一般会計補正予算（第7号）にて可決成立
							② H30. 12. 25	
							③ H30. 12. 25	
							④ H30. 12. 25	
沖縄県	浦添市	平成30年度一般会計補正予算の削除（義務に属する経費）	義務費の削除であるため	再議を認容	無	無	① H30. 12. 3	
							② H30. 12. 14	
							③ H30. 12. 17	
							④ H30. 12. 21	
沖縄県	糸満市	平成30年度糸満市一般会計補正予算（第5号）	その他の普通地方公共団体の義務に属する経費に該当するため	再議を認容	無	無	① H30. 12. 11	
							② H30. 12. 21	
							③ H31. 1. 8	
							④ H31. 1. 8	
沖縄県	沖縄市	平成30年度一般会計予算のうち辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例に基づく事務の執行に係る経費を削除	地方公共団体の義務に属する経費に該当するため	前の議決どおり再議決	無	無	① H30. 12. 20	再度補正予算を提出し、可決（H31. 2. 1付け）
							② H30. 12. 20	
							③ H30. 12. 21	
							④ H30. 12. 21	

都道府県名	市町村名	削除又は減額された経費の種類	再議に付した理由	再議の結果	法第177条第2項適用の有無	法第177条第3項適用の有無	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
沖縄県	うるま市	平成30年度一般会計補正予算のうち辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例第13条に規定する事務処理に係る経費	義務費の減額であるため	再議を認容	無	無	① H30.12.3	
							② H30.12.20	
							③ H31.1.8	
							④ H31.1.8	
沖縄県	宮古島市	平成30年度一般会計補正予算(第4号)のうち県民投票管理費を削除	義務に属する経費の削除であるため	前の議決どおり再議決	有	無	① H30.12.5	
							② H30.12.18	
							③ H30.12.18	
							④ H30.12.18	
沖縄県	本部町	平成30年度一般会計予算(第5号)の削除	地方自治法第177条第1項第1号に該当する義務に属する経費であるため	再議を認容	無	無	① H30.12.13	
							② H30.12.14	
							③ H30.12.25	
							④ H30.12.25	
沖縄県	金武町	平成30年度一般会計予算のうち県民投票に要する補正予算を否決	義務費の減額であるため	再議を認容	無	無	① H30.12.19	
							② H30.12.19	
							③ H30.12.25	
							④ H30.12.25	
沖縄県	与那国町	平成30年度与那国町一般会計補正予算(第4号)のうち県民投票事務の執行に係る経費を削減	その他の普通地方公共団体の義務に属する経費に該当する	当該事件不成立	有	無	① H30.12.7	
							② H30.12.13	
							③ H30.12.26	
							④ H30.12.26	
計	12団体	12件		当該事件不成立	2件	3件	0件	
				前の議決どおり再議決	3件			
				修正議決	0件			
				再議を認容	7件			